

## 君津市子ども計画について

## 1 計画策定の背景・目的

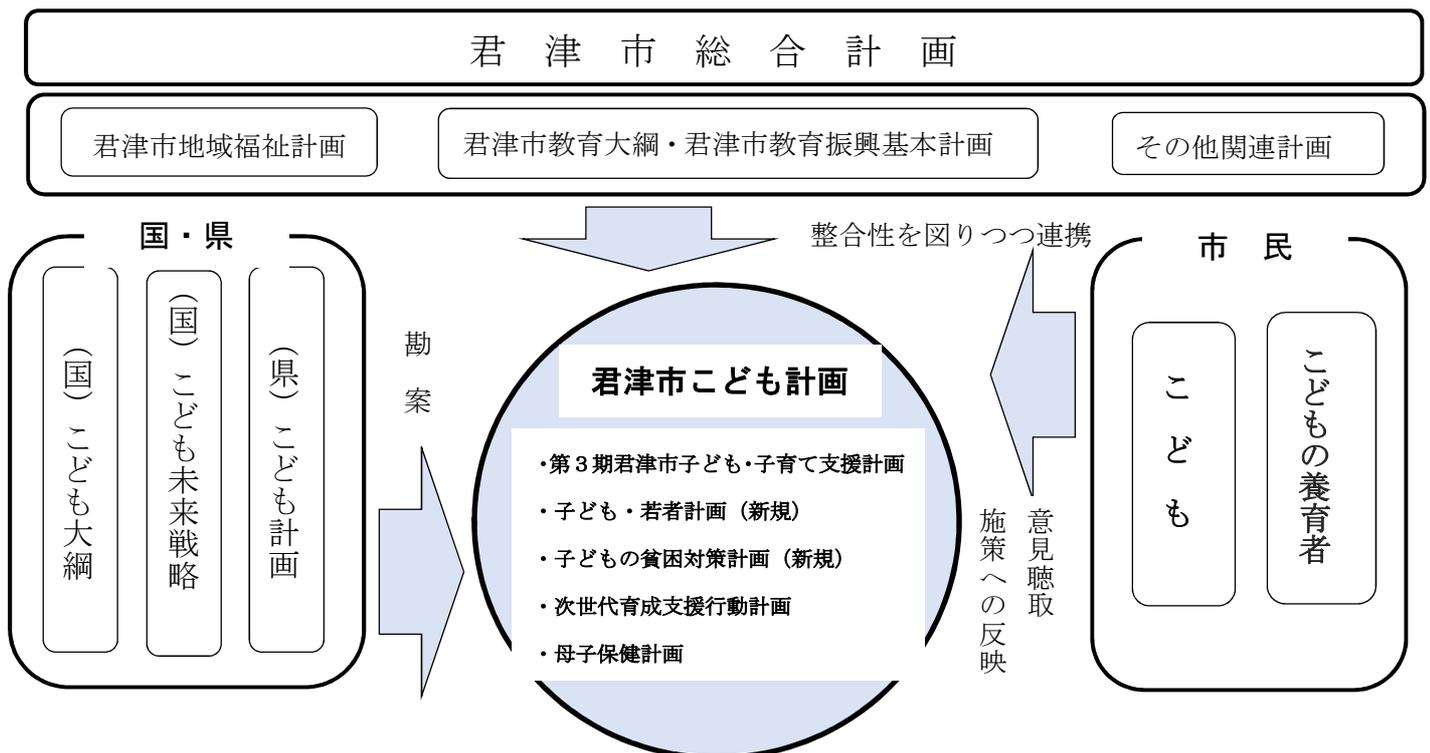
令和5年4月1日に施行された子ども基本法（令和4年法律第77号）により、市町村における「子ども計画」の策定が努力義務化された。

本市では、令和5年12月22日に閣議決定された「子ども大綱」等を勘案しつつ、子どもに関する施策及び各分野の関連施策を一体的に実施し、君津市総合計画の柱として掲げる「安心して子育て・子育てでき学びを楽しめるまち」の実現を一層推進するため、君津市子ども計画を策定する。

## 2 計画の構成・位置づけ

君津市子ども計画は、子ども基本法第10条第2項に規定する市町村子ども計画として、国の子ども大綱及び千葉県の子ども計画等を勘案しつつ、君津市地域福祉計画などの関連計画とも整合性を図り、子ども施策を総合的に推進するための計画として位置づけるとともに、以下の計画と一体的に策定する。また、「新・放課後子ども総合プラン」の内容についても、本計画に位置づけを行う。

- ・子ども・子育て支援法に基づく「第3期君津市子ども・子育て支援計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」（同法の改正等により、同法の効力が令和7年4月1日以降に延長された場合に限る。）
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ・母子保健計画について（厚生労働省通知）に基づく「母子保健計画」



### 3 計画の方針

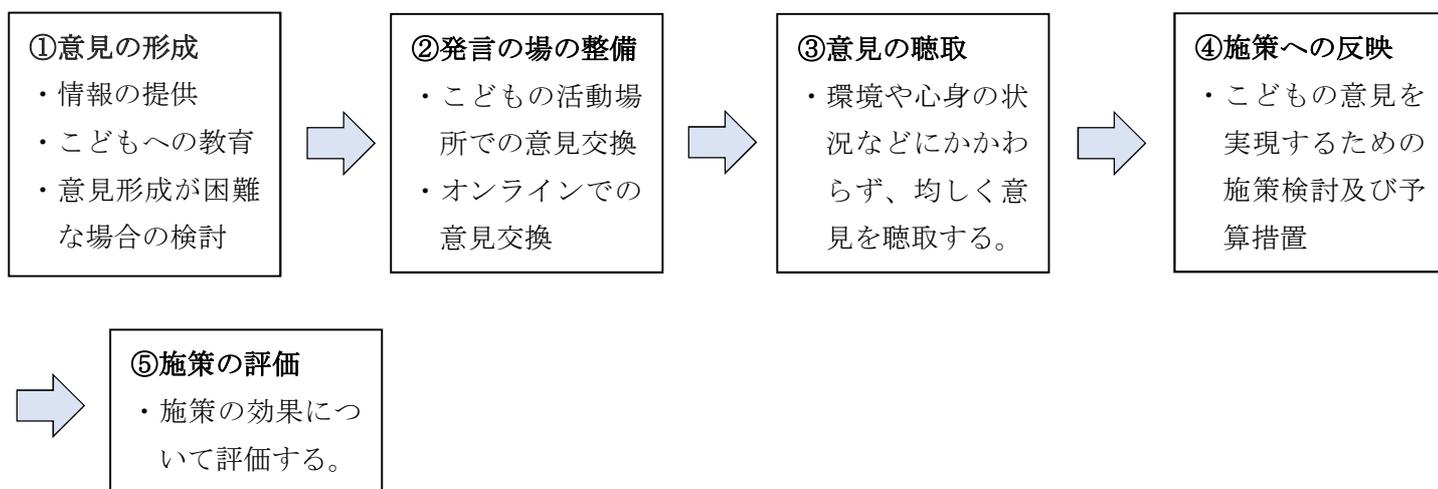
君津市こども計画は、次に掲げる事項を実施するためのこども施策を推進し、全てのこどもとこどもに関わる人々が君津で安心して子育て・子育てできることの幸福と希望を享受できる環境の実現を目指す。

- (1) 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- (2) 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- (3) 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

### 4 こども等の意見聴取

こどもを「君津市の将来を担う人材」としてだけではなく、「今の時代を生きる君津市民」としても捉え、こども基本法の規定に基づき、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を聴取し、こども施策に反映させる。

#### 【こどもの意見聴取のイメージ】



#### 【主な意見聴取の方法（案）】

- (1) 保育サービスの利用状況や利用見込に関するニーズ調査
  - ①就学前児童の保護者 : 2,000人程度（全数調査）
  - ②就学児童の保護者 : 3,000人程度（全数調査）
- (2) 学校での生活又は貧困や不登校などの課題に関する生活状況調査
  - ①一般市民15歳（高校生世代以上に限る）から24歳までを予定 : 1,000人
  - ②小学5年生 : 500人程度（全数調査）
  - ③中学2年生 : 500人程度（全数調査）
  - ④小学5年生・中学2年生保護者 : 1,000人程度（全数調査）

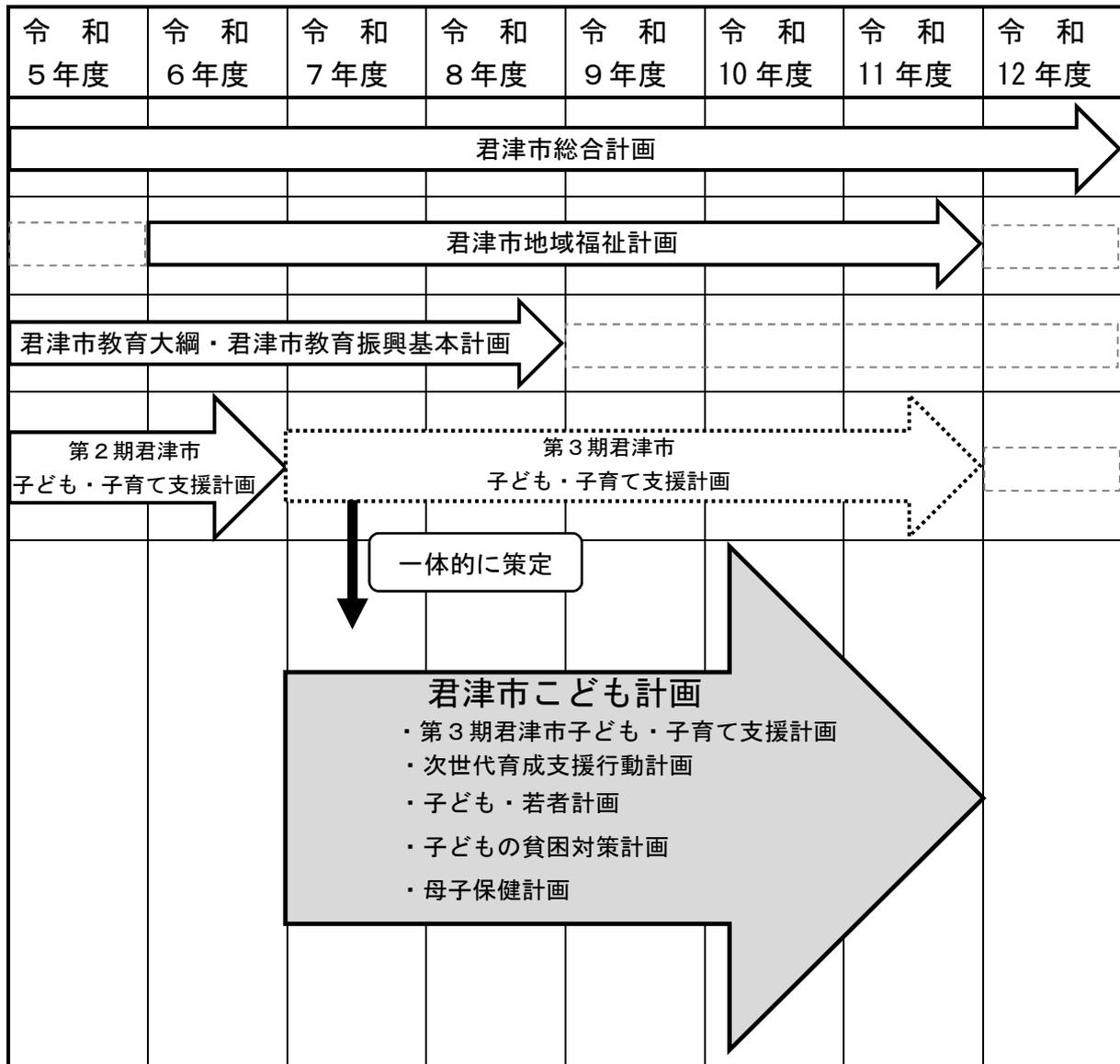
(3) 教育機関や児童福祉施設等を訪問してのヒアリング調査

(4) こどもを対象としたワークショップ

調査における設問の内容や、ヒアリング・ワークショップの対象その他の意見聴取に係る具体的な内容については、今後発出される国の意見聴取に係るガイドラインを踏まえて案を作成し、君津市子ども・子育て会議に諮問する。

## 5 計画期間

君津市こども計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。



## 6 策定体制

(1) 君津市こども計画検討委員会（庁内会議）

(2) 君津市子ども・子育て会議（保護者代表、子育て事務従事者、有識者等）

## 7 策定スケジュール（予定）

- 令和6年 3月 策定支援業務委託業者の選定
- 3月～5月 ニーズ調査等の実施
- 4月～9月 こども及びこどもの養育者へ意見聴取の実施
- 11月 素案作成
- 12月 議会報告、パブリックコメント
- 令和7年 2月 パブリックコメント結果の議会報告
- 3月 最終案確定、計画策定

第2期君津市子ども・子育て支援計画進捗状況(令和2年度～令和5年度)

資料1-2

計画No	事業名等	第2期計画の事業内容 (令和2年度～令和6年度)	担当部署	令和2年度・令和3年度・令和4年度	令和5年度
				取組状況	取組目標
1 みんなで子育てによりそい、ささえるまちづくり (1) 情報提供・相談体制の充実					
1	こども家庭相談室の充実	子育て支援に関する相談の総合的な窓口機関。引き続き、関係部局や保育園、子育て支援センター等との連携を図り、子育てに関する相談及び助言、積極的な情報提供を行い、こども家庭相談室に気軽に相談できる体制をつくる。	こども家庭センター	児童育成の基盤である家庭においての人間関係や、児童の適正な養育等、家庭児童福祉にかかる相談指導を行った。また、児童虐待の未然防止、早期発見のため児童相談所等関係機関と情報共有し連携を図り対応した。その他各種健診会場や子育て支援センター等へ出向き、来場者への相談窓口の周知を実施した。 令和4年度実績 新規相談 521件、新規・継続相談 1,899件、新規・継続相談延べ 6,310件	・こども家庭センターとして、児童福祉と母子保健の分野の垣根をなくし、総合的な相談窓口としての機能強化を図る。 ・そのうえで、相談窓口の周知に努めるとともに、専門職の確保等体制の充実を図る。 ・今後もこども家庭センターと関係機関との更なる連携強化を図る。
2	子育て支援関連ホームページの運営	各種子育て支援サービスが利用者に十分に周知されるよう、保育園や幼稚園、医療関係の情報や、子育て支援施策・事業、各種助成制度の紹介など、市ホームページのサブサイトや母子手帳アプリ「つみき」の情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。関係各課が連携を図り、利用しやすい構成にするとともに、最新情報の提供に努める。	こども政策課	市ホームページなどインターネットを使用した情報発信や、母子手帳アプリ「つみき」の活用、「子育て通信誌」の毎月の発行など、子育て家庭がみやすい情報発信に努めた。また、令和3年度末(令和4年3月)から保育園・幼稚園で活用できる「KidsDiary」を導入し、保育情報の発信、見える化に努めた。 令和4年度(令和4年10月)から赤ちゃん応援パック事業を開始し、0歳児の家庭を訪問し、アウトリーチ型として必要な子育て情報を提供できるように努めた。	子育て家庭がみやすいインターネットによる情報発信を進め、他分野の子育て情報を集約し、効率的でわかりやすい情報発信に努めたい。 また、赤ちゃん応援パック事業における0歳児養育家庭が求める子育て情報を分析し、必要な家庭、必要な年代に必要な情報が届くよう工夫に努める。
3	育児相談体制の充実	こども政策課及びこども家庭相談室だけでなく、地域子育て支援センターや保育園・幼稚園での育児相談の実施を継続し、地域での身近な相談窓口機能の充実を図り、子育てに関する様々な悩みの解消のため、相談や助言を行う。	こども家庭センター	保育園や幼稚園、子育て支援センター等の関係機関と情報共有と連携を図り、早期の支援を実施した。 子育て支援センターでの相談事業を月1回継続的に実施し、育児相談体制の充実を図った。	・保育園・幼稚園との情報共有を図るとともに、こども政策課所管の子育て支援センターとの連携により、漏れのない相談支援を行う。
4	子育て情報の提供	妊娠・出産から小中学校までの子育てに関する情報やアドバイス、子育て中の親子を対象とした事業などを紹介する冊子として「子育て情報誌」を発行する。より見やすく、分かりやすい冊子とするため毎年、掲載内容を見直すなど内容の充実を図る。 各種相談窓口の案内や、定期健康診査の日程、保育園・幼稚園などの行事予定や、公民館・図書館活動などの子育てに関するさまざまな情報を紹介する「子育て通信」を毎月発行する。	こども家庭センター	子育て全般の情報を市HPやSNSで配信するとともに、子育て世代向けの最新の有益情報を提供する情報誌「子育て通信」を毎月発行。情報誌は、市HP掲載のほか、1歳6か月児検診等会場やブックスタート及び赤ちゃん応援パックの訪問等の機会を通じて積極的に配布した。	市HPや情報誌、地域のネット掲示板など、様々な情報媒体を用いて、子育てに関する充実した情報提供を行う。 また、庁内各課や関係機関と連携し、子育てに関する最新の情報発信に努める。
(2) 教育・保育サービスの充実					
5	施設型給付によるサービス提供(認定こども園)	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する。公立のこども園として、保育枠を維持しながら、幼稚園枠(様々な理由により、私立幼稚園等に入園できない子どもの受け皿としてセーフティネット)を提供する。また、私立幼稚園等関係機関と連携し、導入について協議する。	保育課	令和2年度から人見こども園として開園し、教育・保育を一体的となった体制を整えた。 また、1号認定の子どもを受け入れ、セーフティネットとしての役割を果たした。 (1号認定 受け入れ実績) 令和2年度 2名 令和3年度 1名 令和4年度 2名	引き続き、教育・保育の一体的な提供及びセーフティネットとしての役割を果たす。また、私立幼稚園等関係機関と連携を図る。
6	施設型給付によるサービス提供(幼稚園)	幼児期にふさわしい生活・遊びを通して「生きる力」の基礎を育てる保育の充実に努め、家庭や地域と十分連携し、幼稚園としての機能を生かした子育て支援の充実に努める。	保育課	市外にある新制度に移行した幼稚園に在籍する児童に係る施設型給付費を給付した。 (実績) 令和2年度 該当なし 令和3年度 該当なし 令和4年度 八幡台幼稚園108名、横須賀若葉幼稚園1名	引き続き利用者のニーズに応じた給付を行うとともに、市内の未移行幼稚園の意向を把握し、移行支援を行う。

7	施設型給付によるサービス提供（保育園）	保護者の労働または疾病等により、保育を必要とする場合に、保護者に代わり保育園での保育を行う。保育サービスを充実させるため、施設や保育士の配置等の整備を行い、保育ニーズに対応する。また、受け入れ体制の強化を図り、待機児童の解消を目指す。	保育課	令和3年4月については、新規開園施設がゼロだったこともあり、待機児童が大きく増加してしまっただが、令和4年4月には、既存私立幼稚園の認定こども園化に伴い、大幅に減少させることができた。 （在籍児童・待機児童 実績）各年度4月1日時点 令和2年度 1,175人・11人 令和3年度 1,201人・85人 令和4年度 1,210人・9人	待機児童は令和5年4月1日時点でゼロとすることができた。令和6年度から（仮称）貞元保育園・清和こども園が開園予定であり、全体での受け入れ人数の増加も見込まれていることから、次年度以降も継続して待機児童ゼロを目指す。
8	保育園施設整備事業	多様化する保育ニーズに対応し、将来にわたって良質な保育の提供を安定的に行うため、公立保育園と民間保育園のバランスのとれた施設整備を推進するという視点で、保育環境整備の全体像を示し、各保育園の具体的な整備方法を検討していく。	保育課	令和2年9月に市内保育施設の具体的な整備方針を示した君津市保育環境整備計画を策定した。 この計画に則り、内箕輪保育園と南子安保育園を令和5年4月に民営化した。 また、久保保育園、上湯江保育園、常代保育園を集約化した（仮称）貞元保育園の整備に向け、基本構想・基本計画の策定（R3.8）、基本設計・実施設計の実施（R3～R4）、新築工事に着工（R4～R5）した。 清和保育園は、旧秋元小学校への複合整備、認定こども園へ移行することとし、令和6年4月開園に向け、整備を進めている。 さらに、私立幼稚園2園の認定こども園への移行、小規模保育園1園の新設を支援した。	（仮称）貞元保育園と清和こども園については、令和6年4月開園に向けて整備を進めていく。中保育園、小糸保育園については、統合による建替え、他の公共施設との複合整備に向けて、関係部署と協議を行いながら、整備方針を検討する。
9	民間保育園の運営支援	延長保育や産休明け保育等の特別な保育事業について支援する。 また、連携を強化し情報の共有や保育のあり方について協議し、子育て支援の充実を図る。	保育課	国・県の補助事業を活用し、民間保育園の運営支援を行った。令和元年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、衛生用品等に係る経費についても、補助を行った。	民間保育園の運営費を一部補助することで保育士加配等の保育の質の向上を図るため、今後も国・県の補助事業に合わせて、補助を行う。
10	地域型保育事業によるサービス提供（家庭的保育事業）	市の状況を鑑み、主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う事業（いわゆる「保育ママ」）について、導入を検討していく。	保育課	事業者からの問い合わせはなく、事業の開始はなかった。	令和5年度以降も引き続き新規参入を検討している事業者に対しては、事業開設に向けた助言等を実施し、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。
11	地域型保育事業によるサービス提供（事業所内保育）	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する。 企業と連携を図り、導入について検討していく。	保育課	事業者からの問い合わせはなく、事業の開始はなかった。	令和5年度以降も引き続き新規参入を検討している事業者に対しては、事業開設に向けた助言等を実施し、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。
12	地域型保育事業によるサービス提供（小規模保育）	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。また、待機児童や保育ニーズを勘案しながら、増設に向け検討していく。	保育課	令和4年9月に待機児童の解消を図るため、事業者の自主整備による小規模保育園の公募を実施し、1事業者を選定、令和5年4月開園した。 つばさ保育園 定員18人（0歳:6人、1歳:6人、2歳:6人）	今後の保育施設の整備と保育需要を勘案しながら、必要に応じ、公募を検討する。
13	地域型保育事業によるサービス提供（居宅訪問型保育）	市の状況を鑑み。障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業について、導入を検討していく。	保育課	事業者からの問い合わせはなく、事業の開始はなかった。	令和5年度以降も引き続き新規参入を検討している事業者に対しては、事業開設に向けた助言等を実施し、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

(3) 子育て支援事業の充実					
14	時間外保育事業 (延長保育)	保護者の就労形態や家庭の事情等により、標準の保育時間(7時～18時まで)を超えて保育を必要とする子どもについて、平日7時から19時(1園のみ20時)までの12時間保育を実施している。また、現在5園で土曜延長保育を実施している。利用ニーズが高いことから、事業の継続及び拡大を検討する。	保育課	全園平日7時から19時(3園のみ20時まで)までの保育を実施、土曜延長保育についても18園中13園で19時までの保育を継続して実施した。 なお、土曜延長保育を実施していない施設に在籍している児童も、保護者の希望があれば、実施している施設での合同保育を行っており、どの施設に在籍している児童も必要に応じて利用できる状況となっていた。 (公立実績) 令和2年度調定額 3,229,500円 令和3年度調定額 3,048,500円 令和4年度調定額 2,595,750円	引き続き、保護者の就労形態や家庭事情等を考慮した時間外保育の実施ができるよう努めていく。
15	一時預かり保育事業	保護者の断続的・短時間就労や傷病、冠婚葬祭、育児疲れの解消等の通常保育では対象とならない場合に、保育園で一時的に保育を行う。 保育ニーズに対応するため、実施園の拡充を視野に入れた保育環境を整備していく。	保育課	人見こども園、中保育園、かずさあけぼの保育園、宮下どろんこ保育園、サンライズキッズ保育園君津園の5箇所実施。  (実績) 利用人数 令和2年度 1,735人 令和3年度 2,045人 令和4年度 1,955人	保護者が利用しやすいように実施箇所数の拡大や受入月齢、保育時間等の見直しを検討するとともに、積極的な事業の周知に取り組む。
16	休日保育事業	日曜日・祝日に保育を行う事業。 子育てのあり方、雇用形態の多様化を踏まえて、実施園の拡充を視野に入れた保育環境を整備していく。	保育課	市内には休日保育を実施している施設はないが、多様な保育ニーズに対応するため、近隣市の実施状況等を確認した。	民間施設における休日保育の実施意向の把握、公立施設を含めた課題の整理など、実施に向けた検討を進める。
17	病児・病後児保育事業	保育園や幼稚園、小学校に通う子どもが病気の回復期にあり、保育園等に預けることができない場合で、保護者の勤務の都合、傷病、出産などの理由により家庭での育児が困難な場合に、専用施設で一時的に保育をすることにより、仕事と子育ての両立を支援する。	保育課	ちらし配布や巡回支援を実施し、保護者へ事業の周知をした。 ・利用者数実績 令和2年度：延べ40人 令和3年度：延べ77人 令和4年度：延べ83人 ・施設作成のほけんだよりの配布(各公立・私立保育園等) ・巡回支援実績(令和3年度より開始) 令和3年度：3回/年 令和4年度：3回/年	引き続き、ちらし配布や巡回支援による事業の周知に努めるとともに、保護者が利用しやすい事業となるようアンケート等を通じて課題を整理する。
18	ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預かってほしい会員に対し、育児を応援したい会員を紹介し、会員相互の援助活動を支援する。 保育園・放課後児童クラブ等の開始前や終了後、冠婚葬祭、リフレッシュなど、仕事と子育ての両立や育児疲れの解消等と地域コミュニティの向上を図る。 会員数の拡大に向けた啓発活動や、より利用しやすい体制整備を行う。	こども家庭センター	SNS、広報誌、地域FMラジオ、自治会回覧などを利用し、協力会員及び利用会員双方の会員拡大に向けた啓発活動を実施した。また、原則対面及び日時指定の協力会員向け講習会について、研修項目の一部で、後日動画での受講を可能にするなど、興味をお持ちの方が少しでも参加しやすくなるよう研修体制の見直しを図った。 令和4年度実績 利用実績 延べ689件、延べ 644時間10分 登録会員数 355名 (内訳) ・協力会員 46名 ・利用会員 278名 ・両方会員 24名 ・その他会員 7名	更なる事業周知に取り組むとともに、ちょこっと預かりサービスを試験的に実施するなど、新たな試みにチャレンジすることで、事業の活性化を図る。
19	子だから祝金給付事業	本市に1年以上住んでいる保護者に、第3子以降の出生に対して3万円の祝い金を支給する。 より効果的な、少子化対策や定住促進につながるような検討していく。	こども政策課	第3子以上の出産に対し、祝金を支給した。 令和2年度 支払件数 87人 年間支払額 2,610,000円 令和3年度 支払件数 75人 年間支払額 2,250,000円 令和4年度 支払件数 49人 年間支払額 1,470,000円	令和4年度にて事業終了
20	児童手当給付事業	児童を養育している人に手当を支給することにより、生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成及び資質向上を目的とする。	こども政策課	令和2年度 年間延べ児童数 98,428人 年間支払額 1,066,950,000円 令和3年度 年間延べ児童数 95,127人 年間支払額 1,033,435,000円 令和4年度 年間延べ児童数 90,326人 年間支払額 989,935,000円	今後も、規定により手当を支給することで、生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成及び資質向上を図っていく。

21	認可外保育施設利用者補助金	認可外保育施設を利用している市民税課税世帯の3歳未満の乳幼児の保護者に対して保育料等の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減する。	保育課	待機児童の多い低年齢児を対象に補助を行うことで、保育園等に入園できない等の理由により認可外保育施設を利用している家庭の経済的負担を軽減した。 (実績) 令和2年度 対象人数：13人 補助額：595,800円 令和3年度 対象人数：21人 補助額：1,069,400円 令和4年度 対象人数：38人 補助額：1,707,000円	引き続き、認可外保育施設を利用している市民税課税世帯の3歳未満の乳幼児の保護者に対して保育料等の一部を助成し経済的負担の軽減を図る。
22	母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等を対象にその自立や生活の向上に必要な情報提供、相談指導等の支援を行う。 DV被害に係る相談や助言等、被害者の救済及び支援を行う。	こども家庭センター	母(父)子家庭等、寡婦世帯の相談件数は116件、配偶者からの暴力に関する相談を年17件取り扱い、必要に応じて関係機関と連携を図り助言及び指導を行った。	今後も生活自立支援センターと連携し、ひとり親家庭の自立を支援するとともに、DVや離婚などについても相談者の意思を尊重した支援を行う。
23	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を提供するとともに、子育てについての情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。	こども政策課	利用人数 支援センター 令和2年6,719人、令和3年7,402人、令和4年11,589人 はっぴー 令和2年2,211人、令和3年2,931人、令和4年3,416人 ちきんえっぐ 令和2年5,363人、令和3年1,434人、令和4年527人 ひなたぼっこ 令和2年1,226人、令和3年1,849人、令和4年3,806人 コアラ 令和2年708人、令和3年591人、令和4年696人 合計 令和2年16,227人、令和3年14,207人、令和4年20,034人	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、対策をしながらもとの利用人数にもどるよう工夫し、保護者が気軽に利用できるように積極的に事業の周知を行うと共に、利用者等に調査を行い利用しやすい環境について検討する。
23	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を提供するとともに、子育てについての情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。	生涯学習文化課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2・3年度は人が密集しないよう工夫した事業や、動画配信等を用いた事業を中心に行ったが、令和4年度は感染対策を講じながら参集型の事業を中心に実施した。	月平均100組程度の利用を目指す。運営委員会、広場サポーター、関連部局との連携を深め、環境整備及び子育て支援事業を行う。
24	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。	保育課	未移行幼稚園における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成を行った。	保育園等で保護者が支払う副食費や日用品等の実費負担について調査し、助成の金額や必要性について検討する。
25	多様な主体の参入促進事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用の補助について、検討していく。	保育課	事業調査を行い、新規参入を検討している事業者に対しては、事業開設に向けた助言等を実施し、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。	新規参入事業者や民間事業者から申し出があった場合、相談等を受け調査検討していく。
26	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。(ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業)	こども家庭センター	市HPや広報等で事業啓発を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い利用制限等の影響があったため、利用拡大につながらなかった。また、本市契約施設の受入収容能力にも限界があるため、近隣市の施設への接触を試みるも結びついていない。	本事業を必要とする家庭の利用を促すため、本事業の周知・啓発に努める。また、近隣市の児童養護施設等での受入等について引き続き模索していく。
27	利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦が、認定こども園・幼稚園・保育園での教育・保育や一時預かり保育などの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報の提供や相談・助言を行うなど利用者支援を図る。 関係機関との連絡調整、連携を強化し、支援体制を整備する。	保育課 こども家庭センター	利用者支援事業(特定型)としての実績はなし。計画No.35の母子保健相談の際、必要に応じ保育に係る情報提供に努めるとともに、入園希望者等に対し相談・助言を行った。	引き続き、妊娠・出産・子育ての各期において、切れ目のない支援となるよう適切な情報提供及び相談対応を行う。
28	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	こども家庭センター	乳児全戸訪問対象者数 4か月未満面接数 介入率 R2年度 453 445 98.2% R3年度 446 444 99.6% R4年度 416 410 98.6%  介入できていないのは、医療的ケア児などで長期入院等(退院後介入している)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

(4) 地域子育て力の向上					
29	家庭教育学級の充実	子育てに関するテーマだけでなく、家庭を取り巻く地域の課題や社会状況について、仲間づくりを行う中で自ら成長できる場として、家庭教育学級の充実、拡充に努める。また小さな子をもつ親が安心して学ぶことができるよう、学級開催中の保育についても配慮する。子育ての技術や方法を学ぶだけでなく、親の主体的な学びと親同士の学び合いを通じて親自身も成長できる場となるよう、準備会や学級運営を行う。	生涯学習文化課	新型コロナウイルス感染症による休館等の影響により、実施できないプログラムもあったが、オンライン（ZOOM、YouTube）を活用するなど、工夫をしながら家庭教育関連の学習機会の提供を行った。	地域の家庭教育推進のため、より多くの人に学習機会が提供できるよう工夫しながら、家庭教育学級及び関連事業を開催していく。
30	保育園・こども園の園庭開放	地域において身近な保育園・こども園の園庭を開放（平日9時30分～11時、15時～16時）し、未就園の子どもと同年代の在園児との交流の場や、育児の悩み等を気軽に相談ができる場を提供する。	保育課	園庭開放、育児相談：公立全園（8園）で実施。また、保育園等の入園を検討している家庭保育中の保護者に対して園庭開放の案内を行った。	午後のみの受入れとしていたが、新型コロナウイルス5類移行に伴い、午前も開放し未就園児の保護者が気軽に利用できるように、窓口等で保護者に園庭開放の周知を行う。
31	子どもの遊び場管理事業	近隣に公園等の遊び場がない地域に子どもの遊び場を設置し、安全に遊べる環境を提供する。引き続き、地域の子どもが安心して利用できるよう安全管理を図る。	保育課	専門業者による施設遊具の点検や自治会が刈った草の処分等、安全管理に努めた。地元自治会から廃止申請のあった遊び場については、1件廃止した。	地域の子どもが安心して利用できる遊び場を目指す。必要に応じ、遊具等の補修を行う。
32	地域住民と子どもとのふれあい機会の創出	七夕や運動会などの保育園行事に地域の高齢者の招待、地域の季節行事や敬老会への参加、施設訪問などにより、世代間の交流を図る。また、未就園児や小学生を招き、異年齢児との交流活動を行う。地域に開けた保育園運営を目指し、情報の発信や地域社会との交流のあり方を検討する。	保育課	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、行事の縮小や中止を行ったため、交流の機会が減少した。そのような中でも、様子を見ながら地域の文化祭や敬老会に作品展示や発表等で参加した。	新型コロナウイルス5類移行に伴い、園行事への招待や地域行事への参加を積極的に行い、交流を深めていく。地域の施設に訪問したり、地域の人との交流も増やしていく。
33	学校教育ボランティア活用事業	学校が希望する教育ボランティアの内容に基づき、地域の人材が有する知識や経験を学校教育活動に活かすために、地域の方々に君津さわやかスクールボランティアとして登録し、教育活動への支援をしていただけるような事業を展開する。特に安全に関わるボランティア登録を推進する。	教育センター	数多くの方に登録していただいております。活動延べ人数も年々増えてきている。小学校の教育支援の人員が増えたり、中学校での活用が拡大してきた。特に、学校図書館整備でのボランティアが増えている。	学校教育ボランティアの回数、延べ人数の拡大を図る。また、子どもの豊かな学びにつながるようにより効果的な活用を工夫する。
34	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化を図り、地域での子育て相談や支援の充実、地域の実情把握を図る。	厚生課 (社会福祉協議会)	新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動ができなかった。	PRパンフレットの配布を継続的に行い、民生委員・児童委員、主任児童委員活動の周知を図る。1歳6か月健康診査において、民生委員・児童委員、主任児童委員のPR活動を実施し、子育てしている方へ直接声を掛け、相談支援の充実を図る。

2 すべての子どもが健やかに生まれ育つまちづくり (1) 保健体制の充実					
35	母子保健相談	母子健康手帳交付時に助産師または保健師が全妊婦と面接し、保健指導や母子保健事業の案内を行う。面接から得た情報をもとに、安心・安全な妊娠・出産・子育てに向けて個別支援プランを作成し、必要に応じた支援につなげていく。 母乳相談をはじめ、妊産婦に対し、電話・来所・訪問等で相談に対応する。	こども家庭センター	計画No. 36と統合	
36	子育て世代包括支援センター運営事業	子育て世代が安心して出産、子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる相談窓口であるすこやか親子サポート「つみき」において、助産師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士の専門職が対応する。必要時は、関係機関と連携し切れ目のない支援を実施する。	こども家庭センター	母子健康手帳交付時に全妊婦を対象に助産師又は保健師が面接を行い、健康状況等の把握により、リスクの早期発見に努めた。また各職種と連携し、必要な妊婦に対して継続支援を行った。 【妊娠届出数】 【面接数】 R2年度 452 449 R3年度 442 440 R4年度 405 405  相談専用ダイヤルの設置や各職種連携の強化等を図り、妊娠期から子育て期の不安等の早期発見に努めた。また、パンフレット等で周知に努め、対象者のニーズに合わせた支援に繋がった。	子育て世代包括支援センターと、こども家庭総合支援拠点を統合して令和5年度4月に「君津市こども家庭センター つみき」を設置。これまで以上に各職種連携の強化を図り、すべての妊産婦・子育て世帯・子供への一体的な支援を実施していく。 母子健康手帳交付時に、助産師または保健師が妊婦本人と面接を行い、母子保健サービスの案内や相談を行う。健康状態や出産・育児に係る環境等を確認し、リスクアセスメントを実施した上で、必要に応じて、関係機関と連携し、適切な支援につなげる。
37	産後ケア事業	母の体調不良や育児不安、または家族から育児や家事の援助が得られない等の状況がある産後5か月未満の乳児と母を対象に、管内の協力医療機関において宿泊や日帰りにより心身の休養・育児相談等を行い支援する。	こども家庭センター	R2年度：通所型 実3件 延10件、短期入所型 実7件 延13件 R3年度：通所型 実4件 延4件、短期入所型 実10件 延13件、居宅訪問型 実6件 延19件 R4年度：通所型 実1件 延7件 短期入所型 実2件 延2件、居宅訪問型 実30件 延70件 居宅訪問型がスタートし、ニーズに合わせた援助が提供できるようになった。	短期入所型・通所型・居宅訪問型の産後ケア事業の利用促進のため、事業内容の周知に努め、産後の育児不安等の軽減を図ると共に、母の心身のケアを行い、安心して育児できるよう支援していく。
38	妊婦健康診査	妊婦健診の費用14回分を助成し、安全な妊娠・出産のため支援を強化していく。	こども家庭センター	助産師又は保健師が全妊婦に面接を実施した。 また、マタニティクラスやパパママクラスにて妊婦健康診査の重要性の周知を行い、受診勧奨を行った。	妊婦健康診査の重要性を、母子健康手帳交付やパパママクラス等の機会に周知し、適正な受診へつなげる。
39	乳児健康診査	乳児健診の費用を生後3から6か月及び9から11か月に各1回助成し、子どもの健全な育成を支援する。	こども家庭センター	母子健康手帳交付、新生児訪問、すくすく赤ちゃん教室、育児相談等で乳児健康診査の必要性を説明し、受診勧奨をした。3～6か月児健康診査を未受診の者には、母子保健推進員により9～11か月児健康診査の受診勧奨をした。 3～6か月児健康診査受診率 R2年度：98.2% R3年度：92.2% R4年度：98.1% 9～11か月児健康診査受診率 R2年度：81.6% R3年度：84.0% R4年度：80.9%	3～6か月児健康診査については、引き続き受診率向上にむけ、母子保健事業の際に受診勧奨を行う。 また3～6か月児健康診査未受診者には、母子保健推進員による9～11か月児健康診査の受診勧奨を行い、受診率向上につなげる。

40	1歳6か月児・3歳児健康診査	育児に関する保護者の気持ち等を表現できる項目を問診票に取り入れることで、発育発達の確認はもちろんのこと、育児不安や虐待の予防に対して取り組んでいく。また、未受診者に対しては通知や訪問にて受診勧奨・状況把握を確実にいき、必要な支援につなげていく。 ○1歳6か月児健康診査 一般健康診査、歯科健康診査、保健指導、 歯科指導・栄養指導を実施。 ○3歳児健康診査 一般健康診査、歯科健康診査、尿・視聴覚検査、保健指導、 栄養指導の実施。	こども家庭センター	【実績】 ◆1歳6か月児健康診査 R2年度 年30回実施 受診率 95.8% R3年度 年15回実施 受診率 95.2% R4年度 年18回実施 受診率 94.9%  ◆3歳児健康診査 R2年度 年30回実施 受診率 95.0% R3年度 年15回実施 受診率 91.8% R4年度 年18回実施 受診率 96.8%	引き続き未受診者に対し、受診勧奨をし受診率の向上を図る。 また、受診日の調整にLOGOフォーム等を活用することにより、市民の利便性を向上させる。
41	マタニティクラス	妊娠・出産・育児について、助産師を中心とした専門職が正しい知識や心構えなどの健康教育を実施するとともに、マタニティクラスが産後もつながる仲間づくりの場となるよう企画する。	こども家庭センター	計画No. 42と統合	
42	パパママクラス	赤ちゃんの成長と妊婦の心身の変化の学習・妊婦体験等を行い、妊婦へのサポートについて考え、さらに子どもを迎えるための準備・親としての役割について、夫婦で考える機会を提供する。	こども家庭センター	君津市パパママクラス参加率 R2年度：9%（年6回開催・他個別3回） R3年度：12%（年7回開催・他個別2回） R4年度：10%（年8回開催・他個別8回）	マタニティクラスと統合したパパママクラスとして、妊婦とその家族へ広く参加を呼びかける。 参加者にとって、妊娠出産のイメージがで き、産後の育児にスムーズに移行できるよ う支援する。 特に初めての出産になる方に対しては妊娠 届出時に積極的な参加を勧め、孤立した子 育てとならぬようパパママへの意識醸成を 図る。 また、BMIなど妊婦の健康状態によっ ては、栄養や歯の健康指導を行う日程への参 加を促すなど、安全な出産に向け生活習慣 を見直してもらうための助言を行う。
43	母子保健推進員による活動	妊産婦や乳幼児等を対象に、訪問等にて母子保健情報の提供及び不安や質問の聞き取りを行い、必要に応じて地区担当保健師につなげていく。	こども家庭センター	R2年度 依頼件数 56件 訪問実績 53件 3-6か月児乳児健診未受診者への訪問も開始。 R3年度 依頼件数 75件 訪問実績 70件 R4年度 依頼件数 107件 訪問実績 76件 乳児教室未利用者への訪問を開始 母子保健推進員の活動内容は拡大しており、実績も増加している。	母子保健推進員による乳幼児健診未受診者への受診勧奨、転入者の予防接種手続きの案内等を行うなど、子育て家庭における母子保健の充実と育児不安等の解消に向け、アウトリーチ型支援を実施する。
(2) 子どもへの健康支援					
44	のびのび育児相談	助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談及び身体計測を実施する。保護者が身近に相談できる場として、また、保護者の交流の場となるよう市内2か所で実施する。	こども家庭センター	〈実績〉 R2年度 年30回実施 延べ640人（4回中止） R3年度 年15回実施 延べ650人（3回中止） R4年度 年18回実施 延べ888人 ※中止理由は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言のため。	新型コロナウイルス感染症が5類となったことを受け、わらべうたなどのレクリエーションの実施や会場設営等の工夫により、子育て世代の交流の場となるような企画に取り組む。 近年増加傾向である多胎児の保護者に向けた育児相談の場の提供を検討する。
45	こどもの発達相談	からだや心の発達について、心理の専門家が個別に相談に応じる。	こども家庭センター	令和3年度から臨床心理士2名体制で実施。 【実績】 R2年度 年12回実施 延べ30人 R3年度 年20回実施 延べ48人 R4年度 年27回実施 延べ63人	近年、こどもの発達に関する不安を持つ保護者が増加していることから、専門職の確保や他機関との連携により、こどもの発達にかかる相談支援体制の強化を図る。

46	幼児健康相談	保健師が市内の公立保育園に出向き、保育士とともに園児の健康と成長発達の情報交換・共有を行う。	こども家庭センター	計画No. 45と統合	
47	むし歯予防教室	幼稚園児、保育園児、2歳児とその保護者を対象に、むし歯予防の講話と歯磨き実習を実施する。	こども家庭センター	コロナ禍であり、歯みがき実習は見合わせていたが、むし歯予防の講話や啓発は各教室で行っていた。 令和4年度の保育園児においては、10園265人に講和をした。	集客のアプローチ、教室の周知を引き続きする。加えて保護者のむし歯予防の認識が高くなるように、啓発に努める。
48	食育指導	小中学校の給食時間に学校を訪問し、献立について児童生徒の感想を聞いたり、喫食状況の確認、加えて地産地消など食に関する講和を行う。	学校給食共同調理場	調理場職員が給食時間に学校を訪問し、調理場の紹介や旬の食材の説明などを行った。 (実績) 令和2年度 23校77回 令和3年度 23校35回 令和4年度 10校14回	調理場職員が給食時間に学校を訪問し、調理場の紹介や旬の食材の説明などを行う。
48	食育指導	公立保育園において栄養士が「3つの食品群とその働き」や「食べ物や作ってくれた人への感謝の気持ち」等の食育指導をする。また、園内での調理体験や作物の収穫を通して、食への関心を高める。	保育課	『3つの食品群とその働き』『手洗い』『食事マナー』等について紙芝居などの媒体を用いて食育指導を行った。 (実績) 令和2年度 平均9回/園/年 延べ2,355人 令和3年度 平均7.2回/園/年 延べ1,854人 令和4年度 平均9.4回/園/年 延べ1,990人	栄養士が公立保育園等8園を巡回し、園児にむけて時季にあわせた食育指導を行う。(8園×11か月)
(3) 小児医療の充実					
49	小児医療体制の充実	年間を通じて定期的なNICU連絡会議に参加し、君津中央病院の新生児センター、周産期センター及び管内各市・健康センターとの連携を図る。 在宅当番医は、引き続き医師会の協力のもとに、急病に備え対応する。 広報・ホームページにて、日曜日当番医の周知を行う。また、新生児訪問で、君津郡市夜間急病診療所のパンフレットを配布する。	健康づくり課	R2 在宅当番医 実施日数 70日 患者数 1,934人 うち小児科 実施日数 37日 患者数 486人 R3 在宅当番医 実施日数 70日 患者数 2,288人 うち小児科 実施日数 39日 患者数 674人 R4 在宅当番医 実施日数 71日 患者数 3,292人 うち小児科 実施日数 51日 患者数 834人	救急医療体制の整備を支援していく。
50	未熟児医療給付事業	出生児の体重が2,000g以下、又は生活力が特に弱い未熟児で、養育のために指定医療機関で入院が必要と認められる場合、その養育に必要な医療を助成。 乳児の健康の保持及び増進を図るため、乳児に対する医療の措置を講じ、もって市民保健の向上を図る。	こども政策課	未熟児の医療費（保険診療分）を全額助成した。 ・令和2年度 助成対象者17名 (内3名は前年度より継続) ・令和3年度 助成対象者10名 (内4名は前年度より継続) ・令和4年度 助成対象者13名 (内2名は前年度より継続)	今後も事業を実施し、乳児の健康の保持及び増進を図っていく。
51	子ども医療費助成事業	子育て支援体制を充実させるため、保護者の経済的負担軽減と、子どもの保健対策を充実させる。また、少子化時代に対応した、更なる充実を図るため、対象年齢や自己負担金についても検討していく。	こども政策課	中学3年生までの入院、通院、調剤にかかる医療費（保険診療分）を全額助成した。 ・令和2年度 年間延べ支払い人数 97,426人 年間支払額 189,998,869円 ・令和3年度 年間延べ支払い人数 107,640人 年間支払額 214,803,918円 ・令和4年度 年間延べ支払い人数 113,266人 年間支払額 226,979,645円	中学校3年生までの保険が適用する医療費（高額医療費は除く）を助成する。 また、令和5年10月から高校3年生まで対象を拡大し、更なる保護者の経済的負担軽減を図る。

(4) 個別的な配慮が必要な子どもとその家庭への支援					
52	幼児ことばの相談	発達の遅れや難聴等により、ことばに問題を持っている幼児への「ことばの相談」や発達障害等により、発育や発達に遅れや問題を持っている就学児等の適正な療育を図る「療育支援事業」を行う。	障害福祉課	ことばの遅れや発達において気になる就学前の幼児等に適正な療育を図った。利用申請の窓口が障害福祉課になっていることで、保護者が申請をためらうことがあり課題となっている。	幼児の適正な養育を図るため、今後も継続して事業を実施していく。乳幼児期から就学期まで切れ目ない支援につなげるためこども家庭センターが実施する母子保健業務と一体的に事業を実施できるよう検討する。
53	障害児保育事業	障害を有する就学前児童で、保護者の就労等の都合により家庭保育が困難な場合に、保育園において施設整備や受入体制を整え、集団保育を実施する。	保育課	障害のある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを、保育園等において受入体制を整え、集団保育を実施した。また、集団保育を行い分け隔てない関わりを持ち、インクルーシブ教育の要素も取り入れた。	引き続き受入体制を整え、障害の有無や家庭環境にかかわらず、その子の持つ力や可能性を最大限に伸ばせるような保育環境の整備を行う。
54	特別支援教育推進事業	一人ひとりの支援ニーズに応じた教育の充実と推進を図る。 ①特別支援チームの学校派遣 ②ほほえみ相談室の運営 ③特別支援教育推進委員会の運営 ④生活体験指導員の配置	学校教育課	一人ひとりの支援ニーズに応じた教育の充実と推進を図ることができた。 ①特別支援アドバイザー派遣を要請に応じて実施。 ②君津特別支援学校職員による「ほほえみ相談」を要望に応じて実施。 ③特別支援教育コーディネーター会議を行い、連絡調整の方法について周知。 ④きみつつ子サポーターと名称を変え、市内の小中学校に配置。	一人ひとりの支援ニーズに応じた教育の充実と推進を図る。 ①特別支援アドバイザー派遣 ②就学に関わる「ほほえみ相談」の実施 ③特別支援コーディネーター会議の充実 ④きみつつ子サポーターの配置
55	障害児通所支援事業	就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」や重度の障害がある子どもについて、自宅を訪問して児童発達支援を行う「居宅型児童発達支援」、就学児等に放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障害児の自立を促進する「放課後等デイサービス」、保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を提供する「保育所等訪問支援」等を行う。	障害福祉課	申請に基づきサービスの提供を実施した。サービスの利用手続きについての問い合わせが多く、関係機関と連携し制度について広く周知していく必要がある。	サービスを通して障害児の自立を促進する。
56	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭の自立のため、所得に応じて手当を支給する。	こども政策課	規定により支給し、ひとり親家庭の福祉の増進を図った。 ・令和2年度 年度末受給者数 563人 年間支払額 290,166,890円 ・令和3年度 年度末受給者数 565人 年間支払額 279,941,690円 ・令和4年度 年度末受給者数 523人 年間支払額 278,879,800円	今後も、規定により支給することで、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長と福祉の増進を図っていく。
57	母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等を対象にその自立や生活の向上に必要な情報提供、相談指導等の支援を行う。 DV被害に係る相談や助言等、被害者の救済及び支援を行う。	こども家庭センター	計画No. 22と重複しているため廃止	
58	生活困窮世帯等学習支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援、居場所の提供等を行うことで、学習意欲向上・習慣化・基礎学力向上を促して自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣、社会性及び自己肯定感を育むとともに、子どもの高等学校等への進学又は将来における安定就労に繋げ、子どもたちが家庭環境に関わらず、将来の希望を描くことができるよう支援する。	厚生課	開催教室数 2か所 登録児童数 令和2年23人、令和3年42人、令和4年23人 開催回数 令和2年137回、令和3年118回、令和4年186回 出席延人数 令和2年542人、令和3年1,200人、令和4年899人	生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援、居場所の提供等を行うことで、子どもたちが家庭環境にかかわらず、将来の希望を描くことができるよう支援する。
58	生活困窮世帯等学習支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援、居場所の提供等を行うことで、学習意欲向上・習慣化・基礎学力向上を促して自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣、社会性及び自己肯定感を育むとともに、就労に繋げ、子どもたちが家庭環境に関わらず、将来の希望を描くことができるよう支援する。	こども政策課	開催教室数 2か所 登録児童数 令和2年23人、令和3年42人、令和4年23人 開催回数 令和2年137回、令和3年118回、令和4年186回 出席延人数 令和2年542人、令和3年1,200人、令和4年899人	令和5年度から新たに実施する山間地域での送迎及び小糸・清和会場の周知を行い、利用者の増加に努め、引き続き、生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援、居場所の提供等を行うことで、子どもたちが家庭環境にかかわらず、将来の希望を描くことができるよう支援する。

3 心身ともにたくましい子どもが育つまちづくり					
(1) 学校教育の充実					
59	英語教育推進事業	「世界を舞台に活躍できる君津っ子」の育成に向け、市内小・中学校における英語教育の充実を図る。君津市英語教育構想に基づき、授業改善、教材開発、行事の企画・運営に加え、外国人講師の配置や国際化推進コーディネーターの派遣等も推進する。	学校教育課	英語教育推進事業、外国語指導助手活用事業、国際化コーディネーター推進事業の3つの事業を1つに統合し、令和4年度より外国語教育推進事業とした。 イングリッシュ・デイ・キャンプはコロナ禍の中ではオンライン形式で実施したり、令和4年度は小学校イングリッシュ・デイ・キャンプを3年ぶりに対面で行ったり、中学生対象の全6回のオンラインレッスンを開催し、SDGsをテーマに英語で世界の様子を知ったり、自分ができることを発表したりした。	コーディネーターALTを1名加配し、教育センターと配置ALT、各学校の外国語担当の先生方と連携を図りながら、教員の指導力、生徒の英語力の向上を図る。 小学校イングリッシュ・デイ・キャンプや中学生用に英検対策イベントを実施し、新しい時代に必要となる資質能力を育成する。
60	体力向上プロジェクト推進事業	児童・生徒の生きる力の根底をなす丈夫で強い心と体を育成するため、体育主任による指導の連携を図り、健康の保持・増進、基礎体力の向上を目指すとともに指導者の指導技術向上を図る。	学校教育課	令和2年度・3年度と新型コロナウイルス感染症蔓延のため、体力向上プロジェクト委員会を中止としたが、体育活動に多くの制限があり、体育学習内容も運動量や運動経験が確保できない状況にあったため、事務局（教育委員会）より、令和元年度までに作成した資料の活用を呼びかけたり一人でもできる外遊び資料の提供をしたりした。 令和4年度より、市内児童生徒の体力の現状から、体力向上に向けた取組内容について協議した。4年度末に、委員を通じて各学校へ資料活用を呼びかけをした。	○千葉県運動能力証合格率 ・小学校 45% ・中学校 38% ○体力向上プロジェクト委員会 年3回の開催 ○運動マスター、爽走プランの活用
61	道徳・人権教育推進事業	自他の命を大切にし、豊かな人間関係を築くために、道徳・人権教育を発達段階に応じて計画的に行う。また、学校・家庭・地域が連携して、地域の実態に即し、家庭・地域に開かれた実践を行う。児童会や生徒会を中心に、「いじめ撲滅運動」や「いのちを大切にするキャンペーン」等の活動を推進する。	学校教育課	コロナ禍で、授業公開が厳しい状況になったため、取組目標を授業公開100%ではなく、きみつ学びしらべの中の質問紙の「児童生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」と感じる児童生徒の割合について、70%以上を目指して取り組んだ。	学校人権教育推進委員会や夏季道徳研修、学校人権教育研究協議会を活用し、自他の大切さを認め、思いやりの心を育てる人権教育の充実を図る。
62	学力向上推進事業	「確かな学力」を身に付けた君津っ子の育成のため、学力向上推進委員会の設置、学力向上担当者会議の開催を通して、指導方法の改善や今日的な課題解消に向けた提言、取り組みを推進する。	学校教育課	学力向上推進委員会を設置し、学力の課題や各学校の取組について協議を行った。令和3年度は「ICTを活用した授業事例集」、令和4年度は、データベースとしての機能を有する「きみつ授業レシピ」の作成を行った。作成した資料は各学校に情報提供を行った。	「算数・数学」の授業力の向上を図る。 ・授業を見る機会を市教委として提供し、授業改善を図るとともに、市内の教職員の指導力の向上を図る。
63	自然体験学習推進事業	児童・生徒の生きる力を育むために、自然体験活動などの豊かな体験を通じた道徳性の育成を図ることがさらに重要となっている。平成20年度より、市内の自然を活用した自然体験学習を推進し、市で生まれ育った子どもたちに、ふるさと君津の継承者としての自覚と誇りを持たせるための事業として年々拡大してきた。今後も効果を検証しながら、学校のニーズやねらいに応じた自然体験学習のあり方を検討し、推進する。	学校教育課	令和2年度より事業を凍結中	

(2) 児童の健全育成					
64	放課後児童クラブ等の運営支援の充実(放課後児童健全育成事業の充実)	保護者が労働等により昼間自宅にいない家庭の小学校児童を対象として、放課後の安全な居場所を提供する。運営費、家賃の一部を補助しており、引き続き、運営費等の補助を行うとともに、施設等の環境整備や受入児童数の拡大を検討し、支援員の資質向上のための研修等を支援する。	こども政策課	<p>運営費及び家賃の一部を補助した。 また、令和3年度2月分から対象クラブに対して支援員等処遇改善に関する補助金も交付している。</p> <p>○補助金交付額 R2(14クラブ・16単位) 72,795,416円 R3(14クラブ・16単位) 65,620,572円 R4(13クラブ・18単位) 89,571,643円</p> <p>○受入児童数 R2(14クラブ・16単位) 通年：499人 長休：93人 随時：106人 合計：698人 R3(14クラブ・16単位) 通年：515人 長休：193人 随時：52人 合計：760人 R4(13クラブ・18単位) 通年：558人 長休：166人 随時：45人 合計：769人</p>	保護者会運営クラブの保護者負担軽減に向けて、運営方法等の調査研究や、全学童クラブの安定した運営のため、現状の課題把握や補助金メニュー等の整理を行い、社会情勢を鑑みた補助ができるよう努める。
65	放課後こども教室事業	放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画により勉強やスポーツ、文化活動、その他様々な体験・交流活動などを展開する。	生涯学習文化課	<p>令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響のため、予定していた10回は開催できず2回とした。対象学年は1～4年に拡大したが、3密を避けるため、事業実施の際は人数を減らし、2学年ずつの開催とした。 令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策として、室内ではなく屋外での実施を行った。当初は10回行う予定であったが、屋外実施で天候不良の際逃げ場もなかったため、中止が相次ぎ6回開催となった。 令和4年度 新型コロナウイルス感染症対策を行い事業を実施した。当初は屋外で活動する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響も弱まったため、屋内での活動も併用し、実施した。</p>	「やえっ子ひろば」の継続実施。活動内容に合わせ屋内、屋外を選択し活動を実施する。また、活動協力スタッフ15名体制の安定化と、中心的に運営を担うコーディネーター2名体制の育成を進める。
66	キャリア教育推進事業	子ども一人ひとりが「生きる力」を身に付け、しっかりした勤労観・職業観の形成ができるよう、学年や小・中学校が連携し、発達段階に応じた系統的な計画を確立する。また、家庭・地域、地域の産業界の協力体制の構築を図る。	学校教育課	子どもたちが将来を見据えることができるようにするため、地域の特色を活かしたキャリア教育を推進することができた。	学校における体系的・系統的なキャリア教育を実践する。また、地域の特性を生かしたキャリア教育を実践する。学校の教育活動全体を通じてキャリア教育を実践することで、将来に希望を持ち、目的を持って学習する「君津っ子」を育成する。
67	子どもの読書活動推進事業	子どもたちが読書を身近なものとして親しみ、自由に楽しめるよう、各場面・各年代に応じた取り組みを行うとともに、読書活動を支える関係機関等の連携の強化と読書環境の充実を図り、子どもの読書活動を推進する。	生涯学習文化課	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、変更や中止せざるを得ない取組もあったが、工夫をしながら各種事業の実施を図った。 (令和4年度実績) ブックスタート絵本配布率：100% 読書月間取組み機関：53機関(※学校統合等による減)</p>	「第四次君津市子ども読書活動推進計画」に基づき、各種事業を展開する。 ブックスタート絵本配布率100% 読書月間取組み機関：53機関
67	子どもの読書活動推進事業	子どもたちが読書を身近なものとして親しみ、自由に楽しめるよう、各場面・各年代に応じた取り組みを行うとともに、読書活動を支える関係機関等の連携の強化と読書環境の充実を図り、子どもの読書活動を推進する。	中央図書館	<p>令和2年度から4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対策、中央図書館改修工事に伴う長期休館のため、定例子ども行事を休止していたが、希望する保育園を対象に出張・来館おはなし会を実施した。 (出張：2,121名、来館：19名) また、令和4年度には季節のおはなし会の再開(参加者：全4回115名)、乳児期家庭を対象とした講座を実施した。(参加者：1回17名)</p>	定例子ども行事のほか、乳幼児およびその家族を対象とした夏休みイベントとして「ちゃいるどたいむ」を再開し、子供が読書に親しむきっかけ作りを図る。 あわせて、子供の身近にいる大人へ子どもの読書活動の大切さを伝えるため、講座を実施する。
67	子どもの読書活動推進事業	子どもたちが読書を身近なものとして親しみ、自由に楽しめるよう、各場面・各年代に応じた取り組みを行うとともに、読書活動を支える関係機関等の連携の強化と読書環境の充実を図り、子どもの読書活動を推進する。	学校教育課	学校図書館担当及び司書補助員の工夫された取り組みにより、「読書が好きですか」という質問に「好き」と回答した児童生徒は令和3年度よりも増加した。しかし、学校図書館からの平均貸し出し数は令和3年度より下回っている。	「読書が好き」と感じられるための読書月間や読書活動の実施。 学校団体貸し出しセットの充実。 図書館のリユース本を学校図書館に活用する学校数を増やす。
68	子どもへの読み聞かせの推進	読み聞かせボランティアを育成し、図書館職員との協働により保育園・幼稚園等を対象におはなし会等を実施して、児童サービスの拡大を図る。	中央図書館	令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、研修会を中止したが、令和4年度はブックスタートボランティアの全体会、スキルアップ研修会を実施し、スキルアップを図った。	読み聞かせボランティアのスキルアップを図るための勉強会を再開する。 ブックスタートボランティアを対象とした研修会を行うとともに、新規ボランティアの募集、養成講座を実施する。

4 子どもの安全を守り、安心できるまちづくり (1) 子どもの安全確保					
69	学校と地域の連携の取組強化	青少年健全育成連絡協議会や学校評議員制度・学校運営協議会等を活用し、学校と地域が連携し、情報の共有化を図り、PTAや学校警察連絡委員会を中心とした諸活動の支援を行う。 青少年健全育成のため、地域で子どもたちを育てる活動を実施する。	生涯学習文化課	新型コロナウイルスの影響により、多くの健全育成連絡協議会で活動が縮小、中止となった。 その中でも、工夫を図り、標語コンクールをはじめとする行事の実施や、学校統合後の協議会のあり方について検討を深めることができた。	11地区の青少年健全協議会等の活動を通じて、地域の連携をめざす。 学校再編地区については、適切な支援に努める。
69	学校と地域の連携の取組強化	青少年健全育成連絡協議会や学校評議員制度・学校運営協議会等を活用し、学校と地域が連携し、情報の共有化を図り、PTAや学校警察連絡委員会を中心とした諸活動の支援を行う。 青少年健全育成のため、地域で子どもたちを育てる活動を実施する。	学校教育課	全ての学校で、学校評議員、または、学校運営協議会を設置し、学校運営や地域の課題について情報共有を図りながら、地域とともにある学校づくりに取り組んでいる。 ※しかし、コロナの影響により一堂に会しての会議などは実施できない状況があった。	地域に開かれた学校を目指し、学校評議員制度や青少年健全育成団体等との関係機関との連携を継続する。
70	防犯パトロールの推進	地区青少年健全育成連絡協議会等が夏休み等に自治会、防犯協会、青少年相談員等と連携して防犯パトロールを実施する。 青少年健全育成のため、地域で子どもたちを育てる活動を実施する。	生涯学習文化課	新型コロナウイルスの影響により、パトロール活動が縮小、中止となることがあったが、地域団体や地元住民の協力により、地区の危険個所のパトロールなど自主的に活動が行われたこともあり、地域の安全、安心の環境整備を進めることができた。	青少年相談員と青少年健全育成協議会と連携して、防犯パトロールを実施し、引き続き青少年の安全対策を図る。
71	防災意識の啓発	自主防災会や自治会等主催の防災訓練や防災講座に自主的に参加する意識を高め、「自分の命は自分で守る」という「自助」と身近な地域での交流の中での「自分たちの町は自分たちで守る」という「共助」の意識を育み、防災意識の啓発を行う。 また、保育園、幼稚園、及び子育てサークル等の要請により、防災講座を実施し、参加している児童、園児、及びその保護者の防災意識の高揚を図る。	危機管理課	自主防災会及び自治会等が主催する防災訓練または防災講座において、講演を行う等の支援を行った。 また、市内認可保育施設の園長や園児を持つ保護者を対象にした防災講演会を開催した。  令和2年度 ・防災訓練（自治会等） 5回 ・防災講座（自治会等） 6回 ・防災講演会（保護者等） 0回 災害対策コーディネーター養成数 0人  令和3年度 ・防災訓練（自治会等） 1回 ・防災講座（自治会等） 6回 ・防災講演会（園長等・保護者） 2回 災害対策コーディネーター養成数 24人（市内在住者に限る）  令和4年度 ・防災訓練（自治会等） 6回 ・防災講座（自治会等） 10回 ・防災講演会（保護者等） 0回 災害対策コーディネーター養成数 11人	自主防災会及び自治会主催の防災訓練は、前年度よりも多く開催できるよう呼びかけを行う。 園児を持つ保護者向け防災講演会の開催については、講演会に参加した保護者にとって意義のある講演会となるよう調整を図る。 また、災害対策コーディネーター養成講座の開催では、地域の防災リーダーを育み、「自助」「共助」について、防災意識の啓発を行う。
72	防災教育推進事業	児童・生徒自身で危険を予測・回避する力を身につけられるよう、発達段階に応じた防災教育を計画的・継続的に実施する。また、教職員の資質向上と危機管理マニュアルの作成、家庭・地域との連携を図り、安全に安心して学び生活できる学校づくりを推進する。	学校教育課	各学校の教育課程に基づき、児童生徒の防災教育は実施した。	令和5年度君津市総合計画および教育振興計画の改訂に伴い事業は廃止となる。
73	青少年健全育成支援事業	学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを「地域全体で守ろう」という意識の高揚を図り、子どもたちが安全で、安心して過ごすための環境づくりを継続する。 また、「子ども110番の家」の協力者の充実を図り、青少年健全育成団体との連携を密にし、全市的な取り組みを推進する。	生涯学習文化課	子ども110番の家の件数については、令和4年度調査で1,253件となっている。	地域の「子ども110番の家」設置状況について把握し、適切な設置を推進する。また、今後の学校統合に伴い、健全育成協議会のあり方について検討を進めていく。

(2) 児童虐待防止対策の充実					
74	子どもを守る地域ネットワーク	児童相談所や警察署などの関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するために子どもを守る地域ネットワークを設置し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応を図る。関係機関の情報共有及び児童虐待の防止、早期発見を図るため定期的に会議を開催する。	こども家庭センター	子どもを守る地域ネットワーク事務局であるこども家庭相談室が、令和4年4月から「子ども家庭総合支援拠点」になり、より総合的・専門的に関係機関と調整を図るとともに、本市においても増加傾向の虐待事案に対して、関係機関と連携し適切な対応を行った。令和4年度実績 代表者会議1回開催、実務者会議12回開催、個別支援会議31回開催。	関係機関との定期的な会議を持ち、児童虐待ケースの情報の共有、連携強化を図り、適切な対応を行う。また、困難ケースについては、個別支援会議を開催し、関係機関の役割確認などよりこまめな対応に努める。
75	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	こども家庭センター	保育園や幼稚園、学校等関係機関からの情報共有により、早期から支援し安全等を確保。児童福祉や医療、教育等の資格を有する専門職が助言や支援等を行った。 ・令和4年度実績 家庭訪問 延べ 883件	これまでの計画に掲載されていたが、本市事務の内容は、国の「養育支援訪問事業実施要綱」の要件を満たしていないことから、見直しにより廃止する。
76	児童虐待防止の広報・啓発	体罰が子どもに与える影響について広く市民が理解できるよう、関係機関等と連携を図り11月の児童虐待防止月間を中心に広報・啓発活動をさらに進める。また、子育てに悩む保護者に対し、適切な子育ての方法や相談窓口について周知し支援を行う。	こども家庭センター	君津市子どもを守る地域ネットワークの関係団体、関係機関と連携し、地域社会における意識高揚のため、以下の取り組みを行った。①広報啓発→広報誌や市HPによる広報啓発及びポスター掲示、市役所庁舎、ふれあい館、図書館等玄関へののぼり旗設置。②児童虐待防止のためのリーフレット配布→小中学校、保育園、幼稚園等を通じ、児童生徒や園児及びその保護者に配布。③オレンジリボン・キャンペーンの推進→市職員等にオレンジリボンの着用推進。	11月の児童虐待防止月間を中心に、君津市子どもを守る地域ネットワークの関係団体、関係機関の協力を得て、さらなる虐待防止について広報・啓発活動を続ける。また、子育てに悩む保護者に対し、適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、子育て家庭に寄り添った支援を行う。
77	子ども家庭総合支援拠点機能の検討	国が令和4(2022)年度までに全市町村に設置することとしている「市区町村子ども家庭総合拠点」について、専門的な相談対応や訪問等による継続的な支援を実施していくため、本市においても「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討する。	こども家庭センター	令和4年4月から、こども家庭相談室に「子ども家庭総合支援拠点」を設置した。このことから、複雑化・長期化している児童・家庭相談に対応するべく、ケース記録をデータベース化して適正に管理するとともに、業務効率の向上や個々の事例における支援強化を図ることを目的に家庭児童相談システムの導入に取り組み、令和4年12月から稼働を開始した。	事業完了
78	いじめ防止・虐待貧困対策事業	問題を抱える子どもたちの環境改善を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒や保護者との面談やケース会議を通して、福祉や医療機関等につなぎ、支援していく。	教育センター	いじめ防止のため教育相談窓口の1つとして、平成31年1月から中学生を対象にSNSを活用した相談を開設した。また虐待や貧困対策のため、学校と福祉機関等との繋ぎ役となるスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置した。SNS相談は、市内全中学校に出前授業を実施し、令和4年度は登録人数741人、相談件数37件であった。友達や学校、家庭で言えないことを、SNSの窓口をとおして相談できるので、子どもたちにとって不安や悩みを相談できる場を増やすことができた。また、SSWは、教育センターに1人配置し、学校の要請により学校や家庭を訪問した。令和4年度は、小学校4校、中学校3校から派遣申請があり、合わせて18件に対応した。学校ではできない支援を、必要な関係諸機関に繋ぎ、児童生徒支援や家庭支援をすることができた。	いじめ防止を図るための一つの対策として、引き続きSNSを活用した教育相談窓口を継続し、学校と連携を図りながら、いじめの未然防止に努める。また、スクールソーシャルワーカーを教育センターに1人配置し、不登校児童生徒への支援や家庭支援に努める。

## 第 2 期君津市子ども・子育て支援計画の見直しについて

## 1 計画見直しの趣旨

子どもの成長段階に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、第 2 期君津市子ども・子育て支援計画を令和 2 年 3 月に策定し、令和 4 年度に中間見直しを行いました。

第 2 期計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年としておりますが、公立保育園の認定こども園化や小規模保育事業所の定員変更の意向など、中間見直し時と状況が変化していることから、現在の保育需要及び人口動向を踏まえ、今後の教育・保育の量の見込み及び確保方策の見直しを行います。

## 2 見直し項目

## (1) 推計児童人口

第 2 期計画では、平成 26 年から平成 30 年の実績値をもとに算出しておりますが、令和元年から令和 5 年の実績値をもとに推計児童人口を見直しました。

R2～R5：上段 実績、下段 ( ) 内は R4 見直し時計画人数

R6：上段 見直し後の人数、下段 ( ) 内は R4 見直し時計画人数 (人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	455 (455)	434 (470)	430 (457)	406 (404)	387 (398)
1・2 歳	1,058 (1,058)	976 (952)	903 (907)	902 (873)	875 (843)
3～5 歳	1,710 (1,710)	1,629 (1,629)	1,559 (1,536)	1,484 (1,492)	1,387 (1,384)
小 計	3,223 (3,223)	3,039 (3,051)	2,892 (2,900)	2,792 (2,769)	2,649 (2,625)
6～11 歳	3,574 (3,574)	3,485 (3,481)	3,464 (3,454)	3,419 (3,395)	3,360 (3,333)
12～17 歳	4,105 (4,105)	4,100 (4,095)	3,945 (3,954)	3,788 (3,787)	3,702 (3,707)
合 計	10,902 (10,902)	10,624 (10,627)	10,301 (10,308)	9,999 (9,951)	9,711 (9,665)

## (2) 量の見込み及び確保方策

保育需要や公立保育園の認定こども園化を踏まえ、新たに算出した推計児童人口を用いて、令和6年度の量の見込み及び確保方策を見直しました。

R6：上段 見直し後の人数、下段 ( )内はR4見直し時計画人数 (人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育	保育	0歳	1～2歳
令和 6年度	①量の見込み		500 (555)	833 (748)	65 (64)	477 (400)
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	320 (317)	937 (947)	93 (93)	429 (429)
		確認を受けない幼稚園	390 (390)			
		特定地域型保育事業			18 (18)	51 (50)
		認可外保育施設		0 (0)	0 (0)	0 (0)
	②(供給)－①(需要)		210 (152)	104 (199)	46 (47)	3 (79)

## ※変更事由

1. 休園中の清和保育園の認定こども園化に伴い、特定教育・保育施設の確保方策が増加する。
2. 君津保育園の定員変更により、特定教育・保育施設の確保方策が減少する。
3. つばさ保育園の定員変更により、特定地域型保育事業の確保方策が増加する。

## (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

新たに開所した子育て支援拠点を加え、確保方策を見直しました。

R6：上段 見直し後の人数、下段 ( ) 内はR4見直し時計画人数 (延べ人数)

地域子育て支援拠点事業	推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	16,227	14,207	19,358	24,509	29,660
② 確保方策	16,227	14,207	19,358	24,509	29,660
(施設か所数)	(5) ((5))	(5) ((5))	(5) ((5))	(6) ((5))	(7) ((5))
② (供給) - ① (需要)	0	0	0	0	0

## ※変更事由

- 令和5年4月1日から子育て支援センターちきんえっぐ内箕輪（内箕輪どろんこ保育園内）が開設され施設数が増加した。
- 令和6年4月1日から(仮称)スキップ子育て支援センター（スキップ小規模保育園隣接地）が開設予定であり施設数が増加する。

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認 (利用定員の設定) について

特定教育・保育施設（保育園や認定こども園など）及び特定地域型保育事業者（小規模保育事業）の確認（利用定員の設定）については、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第2項の規定により、君津市子ども・子育て会議の意見を聴取する必要があることから、利用定員について、次のとおり意見を求めるものです。

### 1 確認対象事業者及び施設について

- ・認可保育所、保育所型認定こども園

施設概要	事業主体	君津市
	事業区分	認可保育所
	名称	君津市立みふねの里保育園
	所在地	千葉県君津市貞元323番地1
	開設予定	令和6年4月30日
	認可定員	150名（0歳児:6名、1歳児:24名、2歳児:24名、3歳児:28名、4歳児:32名、5歳児:36名）
	利用定員	同上
	開園時間	午前7時～午後7時

施設概要	事業主体	君津市
	事業区分	保育所型認定こども園
	名称	君津市立清和こども園
	所在地	千葉県君津市西栗倉36番地
	開設予定	令和6年4月1日
	認可定員	23名（0歳児:1名、1歳児:2名、2歳児:2名、3歳児:6人、4歳児:6人、5歳児:6人）
	利用定員	同上
	開園時間	午前7時～午後7時

事業者	法人名	社会福祉法人君津福祉会		
	代表者	理事長 大沼 幸代		
	所在地	千葉県君津市高坂1番11号		
施設概要	事業区分	認可保育所		
	名称	君津保育園		
	所在地	千葉県君津市高坂1番11号		
	定員変更日	令和6年4月1日		
	認可定員	変更前	90名 (0歳児:6名、1歳児:12名、2歳児:12名、3歳児:15人、4歳児:22人、5歳児:23人)	
		変更後	80名 (0歳児:6名、1歳児:12名、2歳児:12名、3歳児:14人、4歳児:17人、5歳児:19人)	
	利用定員	同上		
開園時間	午前7時～午後7時			

・小規模保育事業所A型

事業者	法人名	社会福祉法人志真会		
	代表者	理事長 天笠 寛		
	所在地	千葉県君津市貞元510番地		
施設概要	事業区分	小規模保育事業所A型		
	名称	つばさ保育園		
	所在地	千葉県君津市郡2丁目9番11号		
	定員変更日	令和6年4月1日		
	認可定員	変更前	18名 (0歳児:6名、1歳児:6名、2歳児:6名)	
		変更後	19名 (0歳児:6名、1歳児:6名、2歳児:7名)	
	利用定員	同上		
開園時間	午前7時～午後7時			

## 2 利用定員について

申請に基づき、市町村事業計画（第2期君津市子ども・子育て支援計画）に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認します。

### (1) 特定教育・保育施設

第2期君津市子ども・子育て支援計画では、令和6年度から特定教育・保育施設の提供体制を0歳児93名、1～2歳児429名、3歳以上児の保育枠947名、3歳以上児の教育枠を317名確保していくこととなっています。

久保保育園、上湯江保育園、常代保育園の3園を統合したみふねの里保育園の開園により減少する利用定員数は、0歳児11名、1～2歳児45名、3歳以上児114名となります。

休園中だった清和保育園が認定こども園化することにより増加する教育枠の利用定員数は、3名となります。

君津保育園の定員変更により減少する利用定員数は、3歳以上児10名となります。

令和5年度の利用定員は0歳児104名、1～2歳児474名、3歳以上児の保育枠1061名、3歳以上児の教育枠が317名であることから、合計して0歳児93名、1～2歳児429名、3歳以上児の保育枠937名、3歳以上児の教育枠が320名となり、計画と一致します。

	区分	1号認定	2号認定		3号認定	
			教育	保育	0歳	1～2歳
特定教育・保育施設 利用定員数	既存施設により確保されている定員数 ①		317	1061	104	474
	久保・上湯江・常代保育園の開園により減少する定員数 ②		0	-210	-17	-93
	みふねの里保育園の開園により増加する定員数 ③		0	96	6	48
	清和保育園の認定こども園化により増加する定員数 ④		3	0	0	0
	君津保育園の定員変更により減少する定員数 ⑤		0	-10	0	0
	合計 (①+②+③+④+⑤) ⑥		320	937	93	429
	令和6年度計画 (提供体制) ⑦		320	937	93	429
	計画との差異 (⑦-⑥)		0	0	0	0

## (2) 特定地域型保育事業

第 2 期君津市子ども・子育て支援計画では、令和 6 年度から特定地域型保育事業の提供体制を 0 歳児 18 名、1～2 歳児 51 名確保していくこととなっています。

今回のつばさ保育園の定員変更による利用定員の増加は、2 歳児 1 名であり、令和 5 年度の利用定員は 0 歳児 18 名、1～2 歳児 50 名であることから、合計して 0 歳児 18 名、1～2 歳児 51 名となり、計画と一致します。

	区分	3号認定	
		0歳	1～2歳
特定地域型保育事業 利用定員数	既存施設により確保されている定員数 ①	18	50
	つばさ保育園の定員変更により増加する定員数 ②	0	1
	①+② ③	18	51
	令和 6 年度計画 (提供体制) ④	18	51
	計画との差異 (④-③)	0	0

※「1号認定」は3歳～5歳の子どもであって教育のみを受ける子ども、「2号認定」は満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども、「3号認定」は満3歳未満の保育を必要とする子どもです。

## 特定教育・保育施設の確認について（制度概要）

新制度において、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設（保育園、幼稚園及び認定こども園）について、各施設の「利用定員」を定めた上で、運営基準等を満たしていることを市が確認し、運営費等の施設への給付（国・県・市からの財政支援）の対象となった。

利用定員は、その地域が必要としている保育ニーズ（需要）に対して過剰な供給（保育サービスの提供）を防ぐため、その地域の保育ニーズに合致するような供給量に見合った人数を「利用定員」として設定し、その人数に応じて給付費を支給する。

給付の金額は、利用定員によって異なり、利用定員が少ないほど、子ども一人あたりの給付単価が高く設定されている。

このような利用定員の役割・機能を踏まえ、客観性・公平性を確保する観点から、子ども・子育て支援法において、利用定員を定めるには、子ども・子育て会議等による意見聴取が義務付けられている。

**【根拠法令抜粋】※特定教育・保育施設（保育園や認定こども園など）**

○子ども・子育て支援法 第27条 第1項（一部簡略）

市町村は、教育・保育給付認定子どもが、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設から当該確認に係る教育・保育を受けたときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育に要した費用について、施設型給付費を支給する。

○子ども・子育て支援法 第31条 第1項（一部簡略）

第27条第1項の確認は、教育・保育施設の設置者の申請により、教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

○子ども・子育て支援法 第31条 第2項（一部簡略）

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## 小規模保育園の公募について

本市における待機児童数は、令和 5 年 4 月時点で 0 人となりましたが、年度途中の待機児童は依然として発生している状況であり、直近の令和 6 年 3 月では 8 2 人に増加し、その 9 割以上を 2 歳以下の低年齢児童が占めています。

この課題解決に向け、特に需要のある 0～2 歳児（3 号認定）の受け皿を整備するため、小規模保育園の公募を行います。

### 1 募集施設の概要について

施設種別	小規模保育事業 A 型
募集地区	市街化区域全域 ※土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を除く
設置方法	新設又は既存物件（賃貸含む。）の改修による設置
整備方法	事業者の自主財源による整備 ※施設整備に係る補助なし
開設時期	令和 7 年 4 月 1 日
定員	6 人以上 19 人以下
受入年齢	生後 2 か月から 2 歳児まで
開園時間	午前 7 時から午後 6 時までの 11 時間と、それ以降に 1 時間以上の延長保育を実施し、12 時間以上とすること

### 2 対象者

法人格を有する者又は当該小規模保育事業所開設までに法人格を有することができると思われるもの。（政治的な目的のために結成された法人を除く。）

### 3 スケジュール（予定）

- (1) 募集開始 令和 6 年 6 月 3 日（月）
- (2) 質問の受付 令和 6 年 6 月 3 日（月）～7 月 24 日（水）
- (3) 応募期限 令和 6 年 7 月 31 日（水）
- (4) 事業者の決定 令和 6 年 9 月中旬
- (5) 工事竣工 令和 7 年 2 月末まで
- (6) 開園 令和 7 年 4 月 1 日